

案

北海道地域福祉支援計画



計画期間

6年

令和6年(2024年)4月～令和12年(2030年)3月

地域共生社会の実現に向けて



令和6年(2024年)3月
北 海 道



目次

第2期 北海道地域福祉支援計画

第1章

計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
(1)	計画策定の根拠	2
(2)	計画の体系的分類	2
(3)	他計画との関係	3
(4)	計画の期間	3
(5)	S D G s との関連性	3
(6)	圏域の設定	4
(7)	圏域ごとの構成市町村	5

第2章

地域福祉を取り巻く状況

1	少子高齢化等の動向	6
(1)	人口の推移と将来推計	6
(2)	高齢者人口と高齢化率	7
(3)	少子化の状況	8
(4)	核家族化の状況	8
(5)	障がいのある人の状況	9
(6)	ひとり親家庭の状況	9
2	福祉的な支援を必要とする方の状況	10
(1)	生活保護の状況	10
(2)	ホームレスの状況	10
(3)	生活困窮者の相談状況	11
(4)	孤独・孤立に関する状況	11
3	地域福祉を支える人材確保の状況	12
(1)	介護職員の入職率及び離職率	12
(2)	民生委員・児童委員の充足率	12

第3章

計画の基本的な考え方

1	基本方針	13
(1)	計画の目指す姿	13
(2)	基本的な姿勢	13
2	主な施策の体系	14

1 市町村の体制づくり	15
(1) 地域福祉計画の推進支援	15
① 人口規模等に応じた地域福祉計画の策定支援	16
② 地域福祉活動計画との一体的な策定等	17
③ 住民参加や民間企業との協働による策定	18
(2) 市町村の地域特性に応じた広域的支援	19
(3) 地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり	20
2 福祉共通の仕組みづくり	21
(1) セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実	21
① 生活困窮者への支援	22
② 判断能力に不安がある方への権利擁護支援	24
③ 高齢者や障がいのある犯罪をした人の再犯防止	25
④ 自殺リスクの低減に向けた取組	26
(2) 制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築	27
① 市町村における重層的な支援体制の構築に向けた支援	28
② 孤独・孤立対策の推進	30
③ ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取組	31
④ ひきこもりの状態にある方への支援	32
(3) 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援	33
① 住まいの確保に配慮が必要な方への支援	34
② 障がいのある人への就業支援	34
3 地域福祉を支える人づくり	35
(1) 地域福祉を担う人材の確保と資質向上	35
① 福祉・介護人材の確保に関する取組	36
② 生活支援の担い手となる元気な高齢者の活躍支援	37
③ ボランティア活動を行う個人と団体の確保に向けた取組	38
(2) 地域福祉を支える人材の養成	39
(3) 地域福祉の核となる次世代の育成	41
4 支え合いの基盤づくり	43
(1) 福祉に関する相談支援体制の確立	43
① 福祉の各分野における包括的な支援体制の整備	44
② 児童生徒が抱える課題に対する教育相談体制の充実	45
③ 医療的ケア児を支える家族への支援	46
(2) 地域福祉の基盤となる体制づくり	47

(3) 福祉サービスにおける基盤整備の促進	49
① 指導監査を通じた社会福祉事業の適性化	50
② 第三者による福祉サービスの質に関する評価	51
③ 福祉サービスに関する苦情解決	51
④ 単独での移動が困難な方への支援	52
5 著らしやすい地域づくり	53
(1) 住民主体による支え合いの地域づくり	53
① 共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくり	54
② 福祉的な支援を必要とする方への見守り活動	55
③ 多文化共生に向けた地域づくり	56
(2) ユニバーサルデザインの考え方沿ったまちづくり	57
(3) 災害時に備えた地域支援体制の構築	59

第5章

地域福祉の推進に関連する道の事業

1 関連事業の体系	61
2 関連事業の一覧	62

第6章

数値目標の設定

1 設定の意義	69
2 数値目標を設定する項目の一覧	69
3 数値目標を設定する項目の内容	70
(1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上	70
(2) 市町村における包括的支援体制の整備推進	71
(3) 地域への支援を行う職種の配置推進	72
(4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保	73
(5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進	74

第7章

計画の推進管理

1 推進管理の考え方	75
2 推進管理の方法	75
3 P D C Aサイクルの活用方法	76

地域福祉の推進に関する取組例

1	別海町による地域福祉計画	77
2	釧路総合振興局管内における生活困窮者支援	78
3	音更町における重層的な支援体制の構築	79
4	孤独・孤立対策に関する中間支援組織への支援	80
5	ケアラー支援推進センターの取組	81
6	共生型地域福祉拠点の取組（江別市）	82
7	共生型地域福祉拠点の取組（京極町）	83

計画策定の体制と経過

1	計画の策定体制	84
2	計画専門分科会	85

1 計画策定の趣旨

- ▶ 地域福祉とは、地域における多様な生活ニーズへの対応に向けて、住民が主体的に関わり、互いに支え合う仕組みのこととされており、平成30年4月に施行された改正社会福祉法においては、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉の関係機関が連携して解決を目指すという「地域福祉の方法」が定められました。
- ▶ 少子高齢化や人口減少が全国平均を上回るスピードで進展する本道では、社会経済の担い手減少による地域力の低下やつながりの希薄化という課題に直面しており、単身世帯の増加や孤独・孤立などの影響によって、支援を必要とする方の課題は複雑化・複合化しています。
- ▶ こうした状況を乗り越え、制度の狭間にある課題を解決するためには、介護保険や障がいのある人への支援、子ども・子育て支援など単独の制度ではなく、各分野が横断的に対応し、住民や多様な主体が参加した上で、関係機関ともつながりながら地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要となります。
- ▶ 「支え手」や「受け手」といった関係を超えて、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求められており、広域分散型で社会資源が偏在する本道にあっては特に、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、地域住民が一体となって「地域生活課題」の解決に取り組んでいくことが必要です。
- ▶ このように、地域における支え合いの仕組みの拡大・強化が重要とされる中、「地域生活課題」を明らかにし、その解決に向けた施策等を定め、支援体制を計画的に整備していく市町村の「地域福祉計画」が担う意義・役割は、今後もますます大きくなっていくと考えられます。
- ▶ そして、市町村における計画の策定や効果的な見直しに関する助言などの広域的な支援を行っていくことが、都道府県の重要な役割となります。
- ▶ この認識のもと、道としては、地域特性に応じた市町村支援の充実を図りつつ、法制度の改正や社会情勢の変化を踏まえた取組を推進し、全ての道民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、第2期の「北海道地域福祉支援計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の根拠

- ▶ 都道府県の「地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条の規定により、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるよう努めるものとされています。
- ▶ そして、内容については、高齢者・障がいのある人・児童その他福祉の各分野に共通的な事項を記載する、福祉分野のいわゆる「上位計画」として位置付けられます。



都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条）〔平成30年4月
改正法施行〕

Point 1 > 市町村への支援

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

Point 2 > 福祉共通の取組

地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する。

(2) 計画の体系的分類

- ▶ この計画は、北海道行政基本条例の規定により、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画として、「特定分野別計画」に分類されます。
- ▶ 特定分野別計画は、同条例において、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、推進するものとしています。

道における計画の体系図



輝きつづける北海道
北海道総合計画



長期的な展望に立って道の政策の方向性を総合的に示す計画

重点戦略計画



喫緊の課題等を踏まえて重点的・分野横断的に推進する計画

特定分野別計画



特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画

施策別計画



特定分野別計画が示す方向等に基づき策定する計画

管理計画



行政の組織内部で共有することを主な目的とした計画

(3) 他計画との関係

- ▶ 地域福祉の推進に当たっては、福祉の領域に留まらず、保健医療や労働、教育、住まい、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者との連携を十分意識することが重要とされています。
- ▶ こうした趣旨を踏まえ、本計画は、道の医療計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、ほっかいどう障がい福祉プラン、子ども・子育て支援事業支援計画など地域福祉に関連する個別計画との調和を保ち、記載事項について整合を図りつつ策定します。

(4) 計画の期間

- ▶ 計画期間は、国のガイドラインにおいて、「他計画との調整が必要であることから概ね5年」とし、「都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる」と示されており、道では、本計画と高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画やほっかいどう障がい福祉プラン等を一体的に推進していく観点から、第1期計画と同様、6年間とします。



(5) SDGsとの関連性

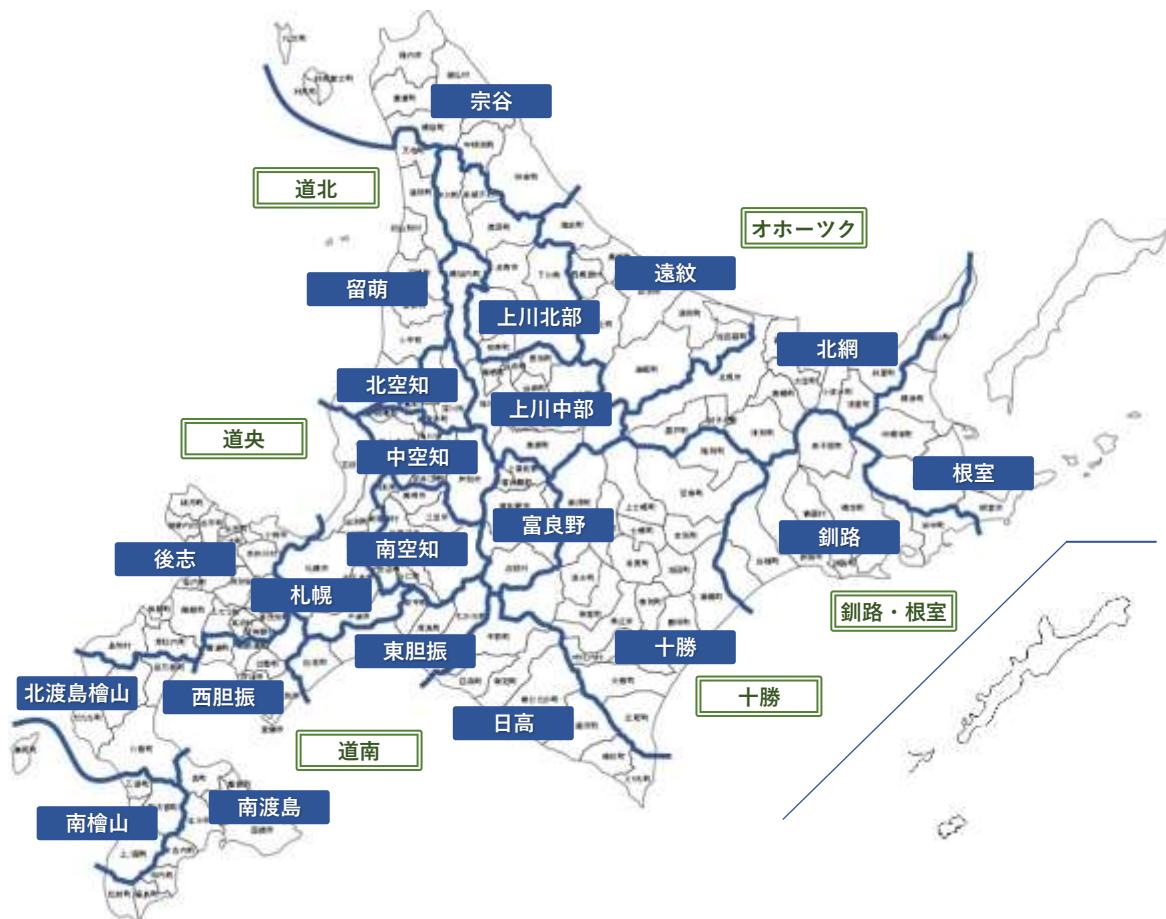
- ▶ 「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」は、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール（目標）と169のターゲットを定めたものです。
- ▶ 道では、各種の分野別計画等において、SDGsの説明や当該計画等との関連性を記載するなど、その要素の反映に努めています。



(6) 圏域の設定

- ▶ 地域福祉に関するサービスを提供する地域単位は、道民に最も身近な市町村を基本としますが、専門性の高いサービス等については、社会資源や人材等が偏在する本道の地域特性を踏まえ、広域的な支援体制の構築を推進する必要があることから、第一次から第三次までの圏域を設定し、重層的な提供体制の構築を推進します。
- ▶ また、これらの圏域は、本計画の施策別計画である道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画やほっかいどう障がい福祉プラン等において設定する圏域の基本とします。

地域福祉に関する3つの段階的な圏域



- ✓ **第一次地域福祉圏** (道民の日常生活に密着した身近な福祉サービスを提供する地域単位)
…179市町村の行政区域
- ✓ **第二次地域福祉圏** (比較的高度で専門性の高いサービスを提供する地域単位)
…北海道医療計画に定める21の第二次医療圏
- ✓ **第三次地域福祉圏** (高度で専門的な福祉サービスを提供する地域単位)
…北海道総合計画に定める6つの連携地域

(7) 圏域ごとの構成市町村

- ▶ 第一次から第三次までの圏域を構成する市町村は、一覧化すると次のとおりとなります。

道央	① 札幌	8
	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村	20
道南	② 後志	20
	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村	
道南	③ 南空知	9
	夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町	
道北	④ 中空知	10
	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 雨竜町	
オホーツク	⑤ 北空知	5
	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町	
十勝	⑥ 西胆振	6
	室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町	
道北	⑦ 東胆振	5
	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町	
オホーツク	⑧ 日高	7
	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町	
道北	⑨ 南渡島	9
	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町	
道北	⑩ 南檜山	5
	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町	
道北	⑪ 北渡島檜山	5
	八雲町 長万部町 今金町 せたな町 八雲町	
道北	⑫ 上川中部	10
	旭川市 鷺栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 幌加内町	
オホーツク	⑬ 上川北部	8
	士別市 名寄市 和寒町 剑淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町	
道北	⑭ 富良野	5
	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村	
道北	⑮ 留萌	8
	留萌市 増毛町 小平町 苦前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町	
道北	⑯ 宗谷	10
	稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町	
道北	⑰ 北網	10
	北見市 網走市 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 大空町	
道北	⑱ 遠紋	8
	紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	
道北	⑲ 十勝	19
	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町	
道北	⑳ 釧路	8
	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町	
道北	㉑ 根室	5
	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町	

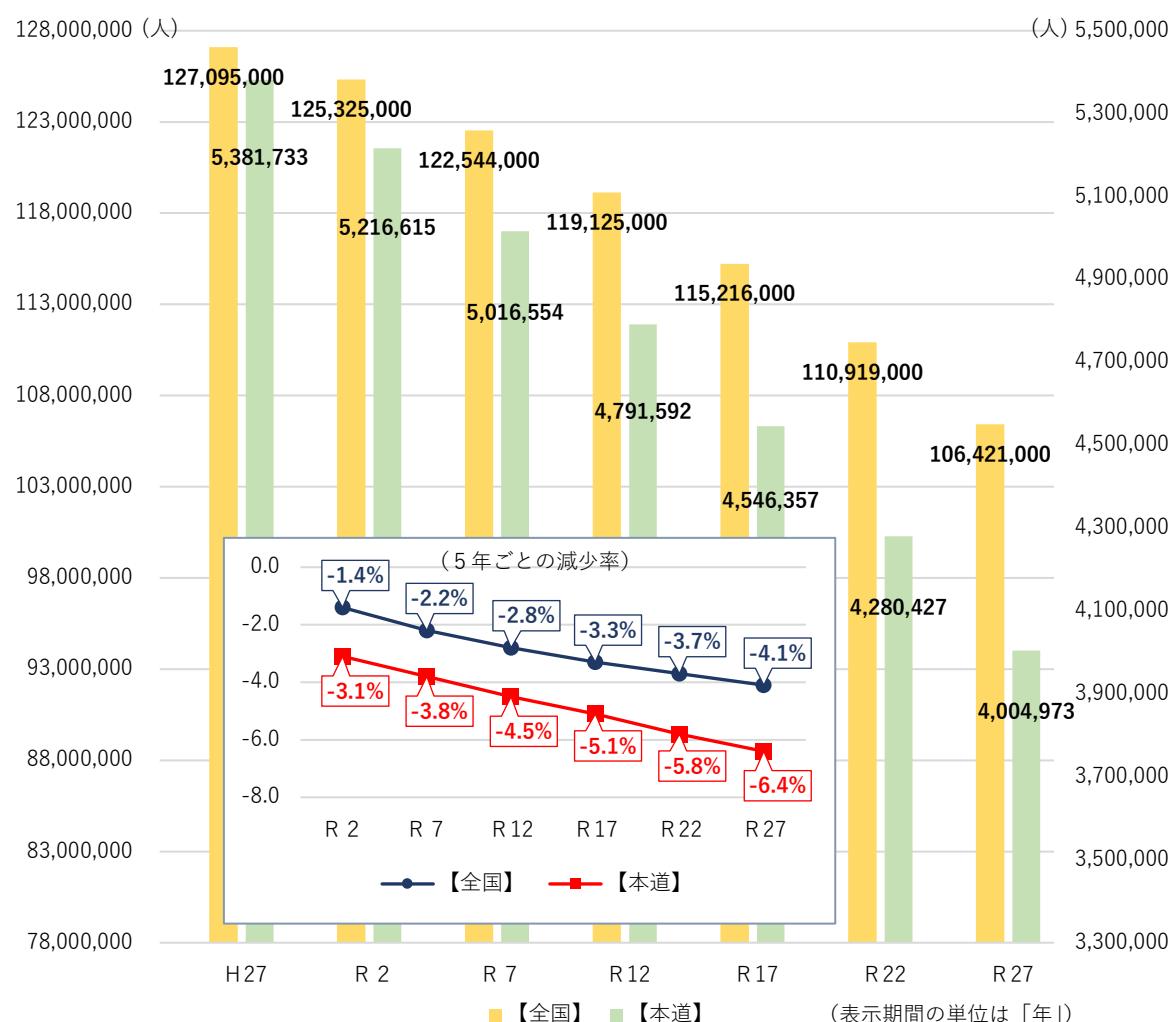
1 少子高齢化等の動向

- ▶ 本道では、全国平均以上に少子高齢化や人口減少が進展しており、地域福祉の推進に当たっては、こうした動向を把握・分析の上、地域特性を踏まえた施策を展開していくことが必要です。
- ▶ ここでは、道の特性を明らかにするため、「地域福祉を取り巻く状況」として、地域生活課題と密接に関連する統計データを全国値と比較して掲載しています。

(1) 人口の推移と将来推計

本道における人口のピークは平成9年の約570万人であり（全国のピークは平成20年の約1億2千800万人）、平成10年から減少を続け、現在も全国を上回るスピードで人口減少が続いている。

このままの状況が続いた場合、本道の人口は、令和27年には約400万人になると推計されています。

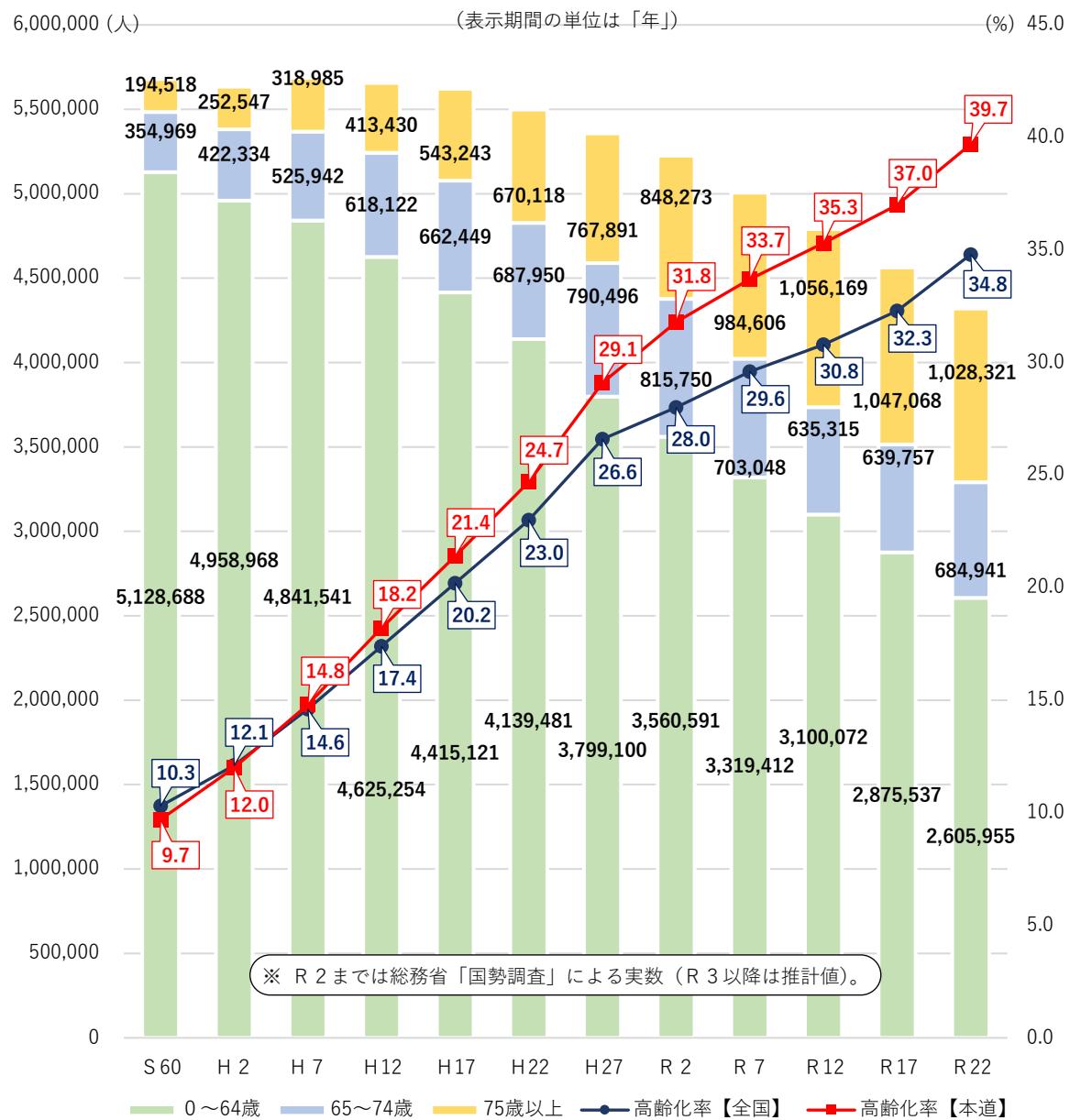


[資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」※ R 2 以降は推計値]

(2) 高齢者人口と高齢化率

本道の高齢者人口（下表「65～74歳」と「75歳以上」の合計値）は、平成12年に100万人を超え、平成27年には約155万8千人となり、令和2年には約166万4千人となっています。

また、本道の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、今後、全国平均を上回る伸びで増加し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には33.7%、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年には39.7%に達すると推計されています。

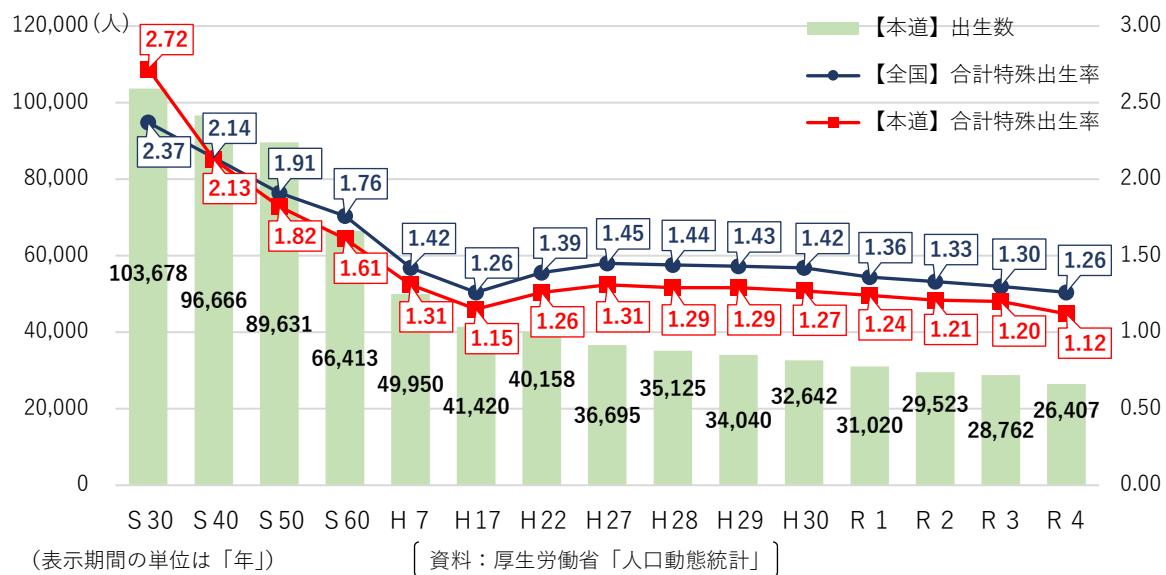


[資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5(2023)年推計）]

(3) 少子化の状況

本道の出生数は、昭和31年以降に年間10万人を下回った後、減少の一途を辿り、令和4年には約2万6千人となっています。

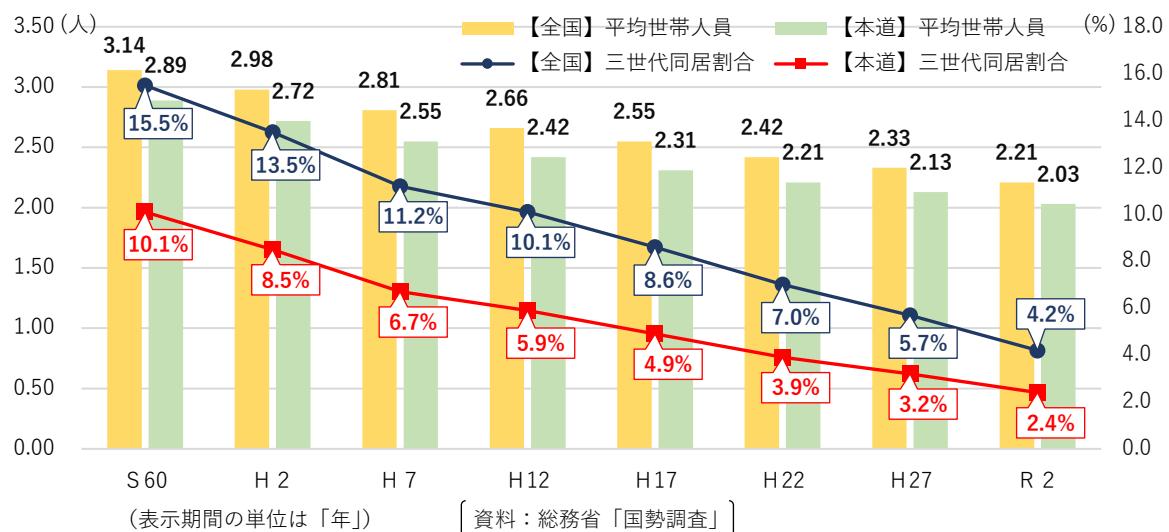
また、合計特殊出生率（15～49歳までの年齢別出生率の合計）は、昭和39年に初めて全国平均を下回り、令和4年では1.12（全国平均1.26）と東京都・宮城県に次いで全国で3番目に低い水準となっています。



(4) 核家族化の状況

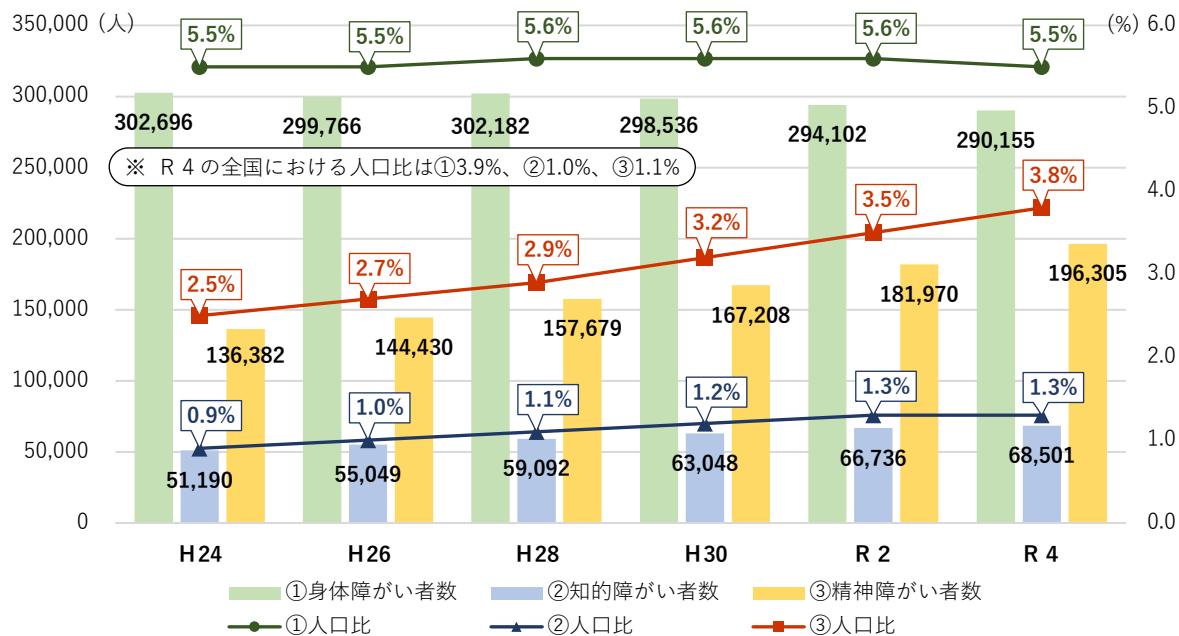
本道における世帯構造の推移については、平均世帯人数や三世代同居世帯の割合も減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。

令和2年時点での平均世帯人数は2.03人、三世代同居世帯の割合は2.4%となっており、全国よりも核家族化が進展している状況です。



(5) 障がいのある人の状況

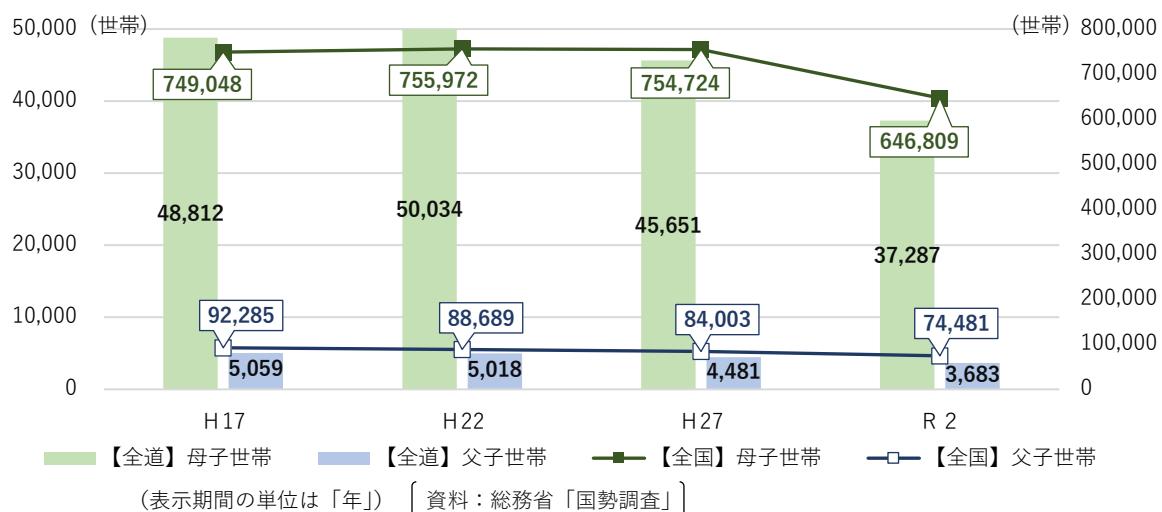
本道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化の影響などによって年々増加し、令和4年度末の手帳交付者数の割合は、身体障がい者が5.5%、知的障がい者が1.3%、精神障がい者が1.1%となっており、これらの割合は、いずれの障がい種別についても、全国平均を上回っています。



※ 資料：第1期 ほっかいどう障がい福祉プラン。道の③精神障がい者数は、手帳交付者数や自立支援医療受給者数など、保健所で把握している数（全国値は手帳交付者数）。表示期間の単位は「年度」。

(6) ひとり親家庭の状況

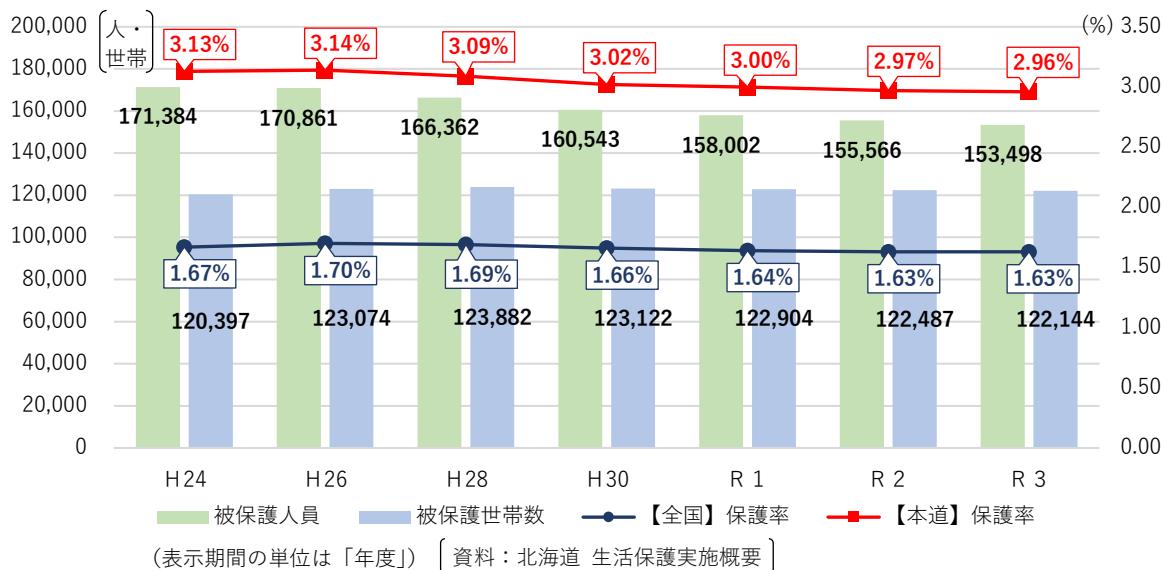
本道におけるひとり親家庭（父母の一方がいない20歳未満で未婚の子を養育する世帯）は、母子世帯・父子世帯いずれについても、全国値と同様、減少傾向にあります。



2 福祉的な支援を必要とする方の状況

(1) 生活保護の状況

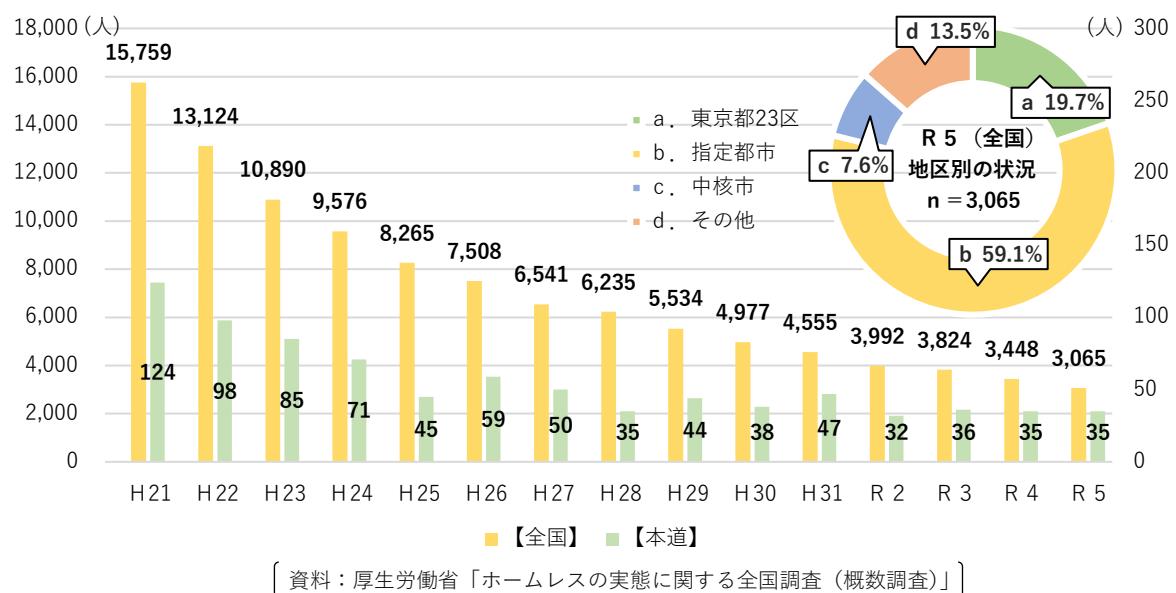
本道の被保護世帯数は、平成28年の123,882世帯をピークとして、その後、緩やかに減少しており、被保護人員も同様の傾向ですが、保護率（人口百人当たり）については、引き続き全国を上回る水準で推移しています。



(2) ホームレスの状況

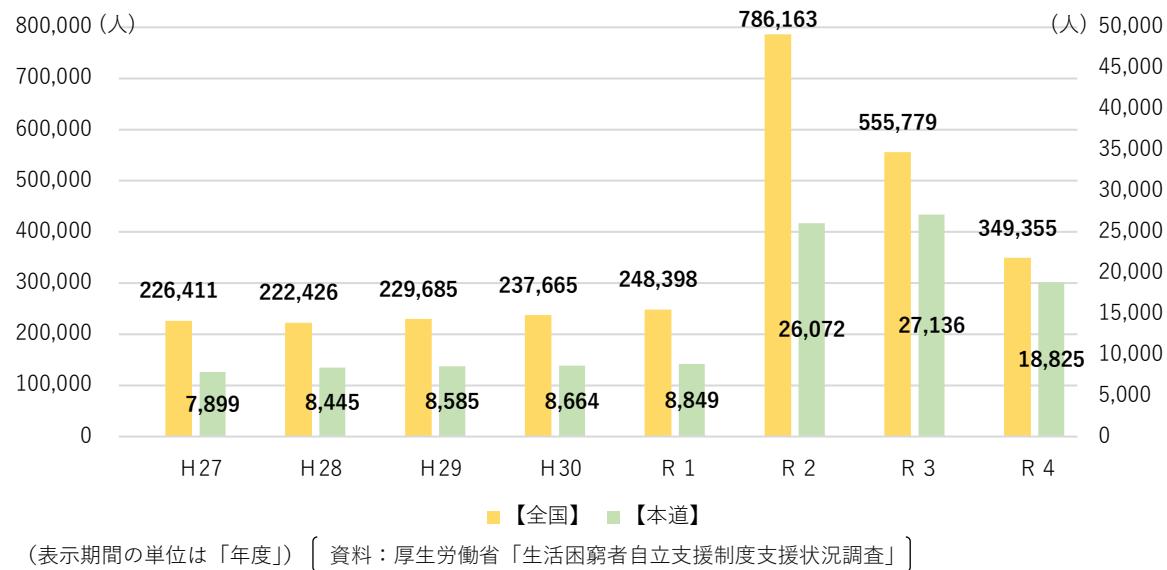
本道におけるホームレスの数は、全国値と同様、基本的には減少傾向にあり、平成28年に40人を下回りましたが、以降、概ね横ばいの状況が続いています。

また、全国における地区別の状況については、東京都23区と指定都市の合計が約8割となっており、都市部に集中している傾向が認められます。



(3) 生活困窮者の相談状況

本道の生活困窮者自立支援機関における新規相談件数は、平成27年の制度創設以降、全国値と同様、概ね横ばいの状況が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年に急増し、その後も引き続き高い値となっています。



(4) 孤独・孤立に関する状況

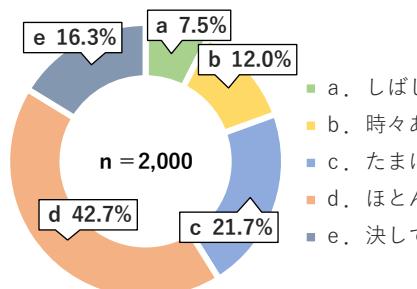
本道における孤独・孤立の実態を把握する目的で令和4年度に行った道民向けアンケート調査では、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は7.5%、「時々ある」が12.0%、「たまにある」が21.7%となっており、同時期の国による調査結果と概ね似た傾向が認められました。

※ 道調査と全国調査は、概ね同時期に実施したものだが、調査方法等が異なることから（前者はWebモニター方式、後者は無作為抽出方式）、必ずしも単純比較できるものではない。

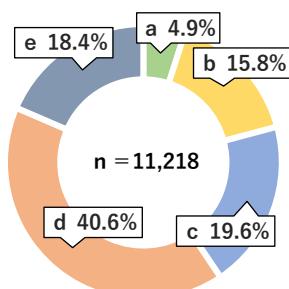
道 道民向け孤独・孤立状況把握調査



あなたはどの程度、孤独であると感じことがありますか。



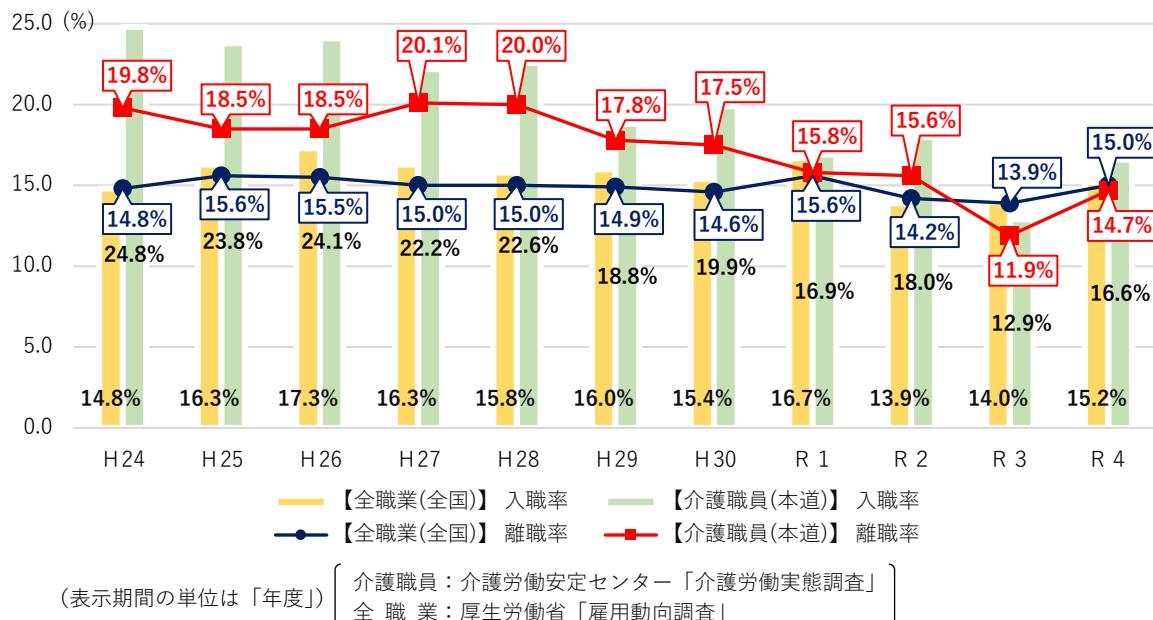
国 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査



3 地域福祉を支える人材確保の状況

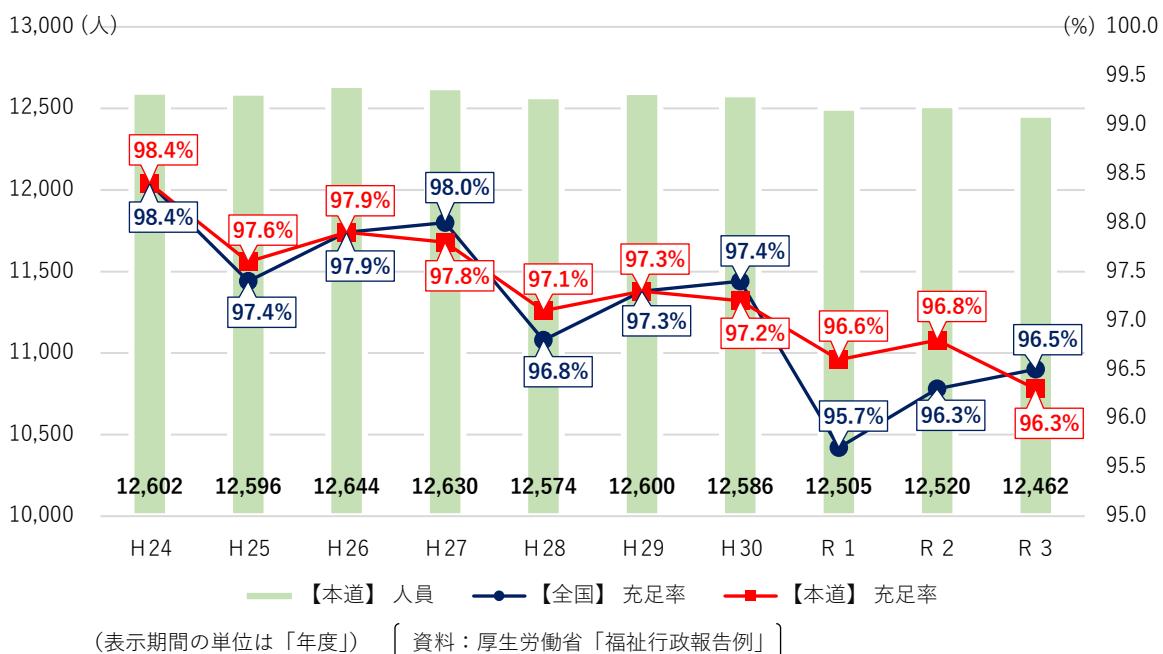
(1) 介護職員の入職率及び離職率

本道における介護職員の入職率及び離職率(常用労働者数に対する入職者・離職者数の割合)は、他の職業に比べて高い状況にありました。離職率については、令和3年度以降、下回ることとなりました。



(2) 民生委員・児童委員の充足率

本道における民生委員・児童委員の充足率は、全国値と概ね同水準で推移していますが、高齢化の進展等によって年々低下しつつあり、担い手の継続的な確保が課題となっています。



1

基本方針

(1) 計画の目指す姿

- ▶ 令和3年に施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していく観点から、市町村における支援体制の構築支援や介護人材確保の取組強化など所要の措置を講じ、もって地域共生社会の実現を図ることとされました。
- ▶ このことは、地域住民や社会福祉事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする方が地域の一員として様々な分野の活動に参加できるよう努めなければならないとする地域福祉推進の目的と相通するものになっています。
- ▶ こうした趣旨を踏まえ、本計画を進めていくための主題は、次のとおり第1期計画（平成30年3月策定）において定めた基本テーマを引き継ぎ、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」とし、中長期的な将来も見据えつつ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

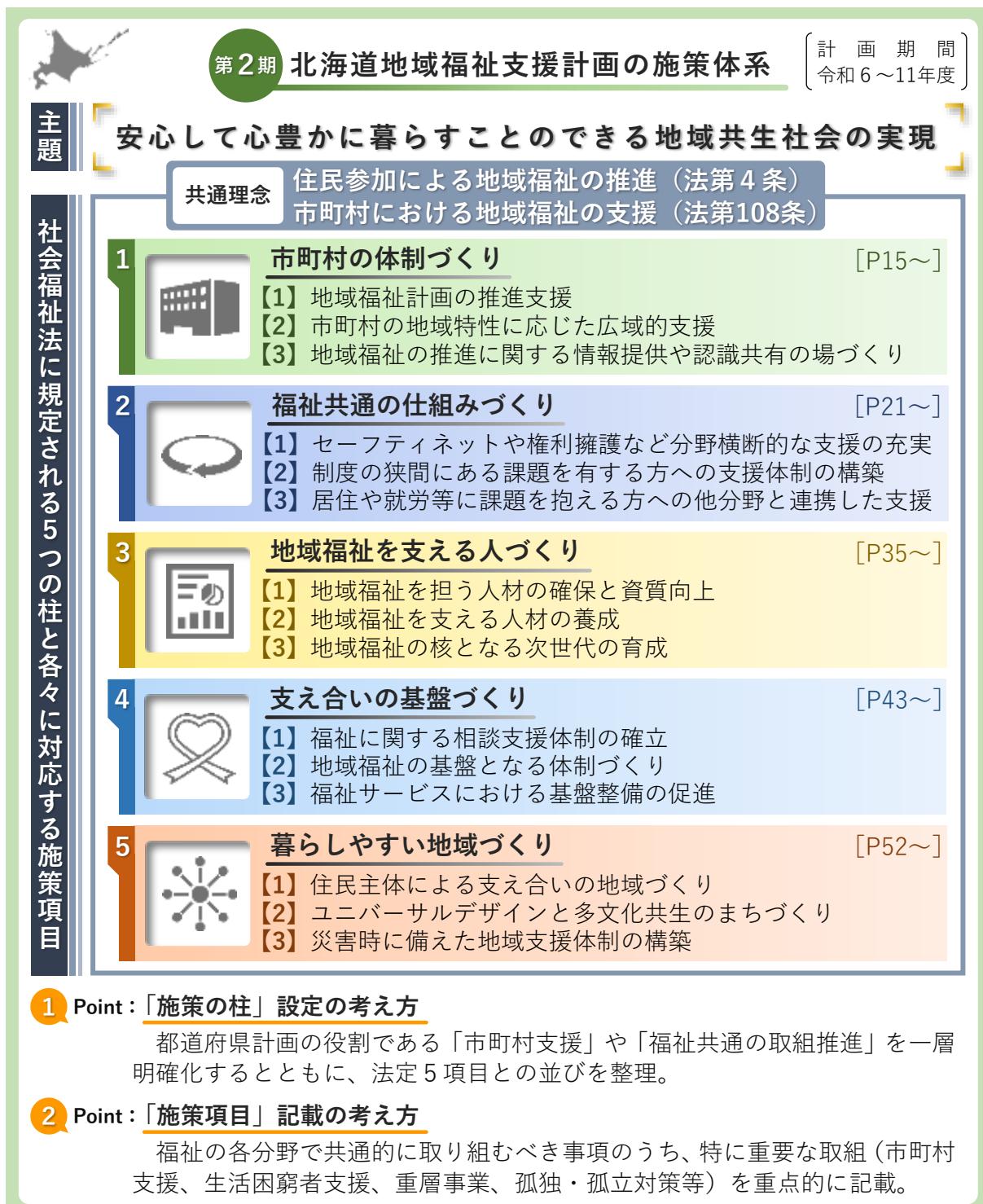
**安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現**

(2) 基本的な姿勢

- ▶ 本計画は、社会福祉法に規定する都道府県計画の趣旨目的に基づき、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めることはもとより、福祉分野の「上位計画」としての位置付けを念頭に、高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な取組のうち、特に重要な事項を中心に策定します。
- ▶ また、社会福祉法をはじめとする各種法制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、道における地域福祉に関する課題を整理するとともに、その課題解決に向けた施策として、地域共生社会の実現に資する取組のほか、官民が連携の上、社会全体で取り組むことが求められている取組に重点化します。
- ▶ 具体的には、互いに支え合う交流の場の確保や仕組みづくり、生活全般にわたる困りごとへの相談対応と自立に向けた支援、福祉に関する多様な支援ニーズに対応するための属性を問わない相談支援体制の構築などであり、これらについては、第4章以降で個別に掲載します。

2 主な施策の体系

- ▶ 都道府県計画は、福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項をはじめ、社会福祉法に規定する5つの事項を一体的に策定することとされています。
- ▶ このことを踏まえ、本計画では、次の5つを施策の柱に定め、重点的な取組として位置付けることにより、「目指す姿」の実現に向けて、各般の施策を総合的に推進していきます。



1

市町村の体制づくり

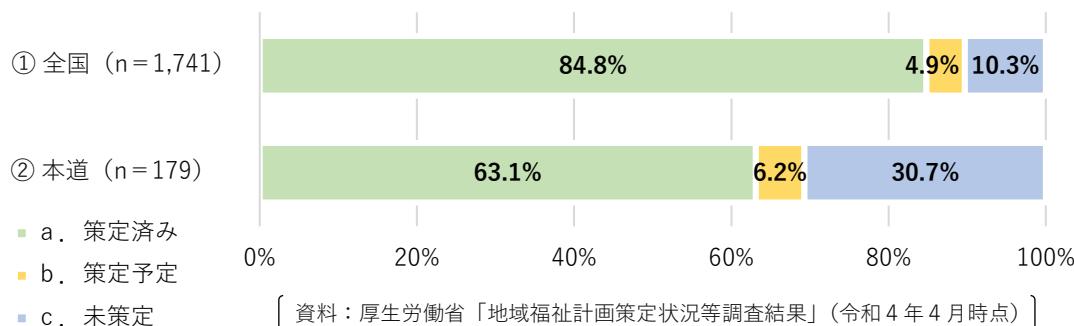


施策項目

【1】地域福祉計画の推進支援

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等を協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。
- ▶ この計画の策定については、平成12年の改正社会福祉法で新たに規定され、その後、平成30年の法改正により、これまで任意とされていたものが努力義務化されました。
- ▶ 全国的な策定状況は年々高まりつつあり、都道府県計画の策定率が平成31年には100%に達し、市町村計画も令和4年時点では84.8%となっている中、道内市町村に限ってみると、その策定率は63.1%にとどまっています。全国平均を下回る状況が認められています。



(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すための法定計画であることから、地域福祉の充実に向けて、全ての市町村で策定され、計画的な分析・評価と必要に応じた見直しが行われるよう推進していく必要があります。
- ▶ 地域福祉計画の策定に当たっては、既存の他計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分をもって地域福祉計画の一部にすることもできるとされており、こうした考え方を参考として、広く策定を進めていくことが必要です。
- ▶ 市町村の人口規模や社会資源の状況は様々であることから、それぞれの実情に応じた地域福祉計画を策定することが何よりも重要であり、振興局や保健所等が地域ごとに助言を行うなど、各市町村において、多様性を持った計画策定が可能となるよう支援することが求められています。

(3) 具体的な取組

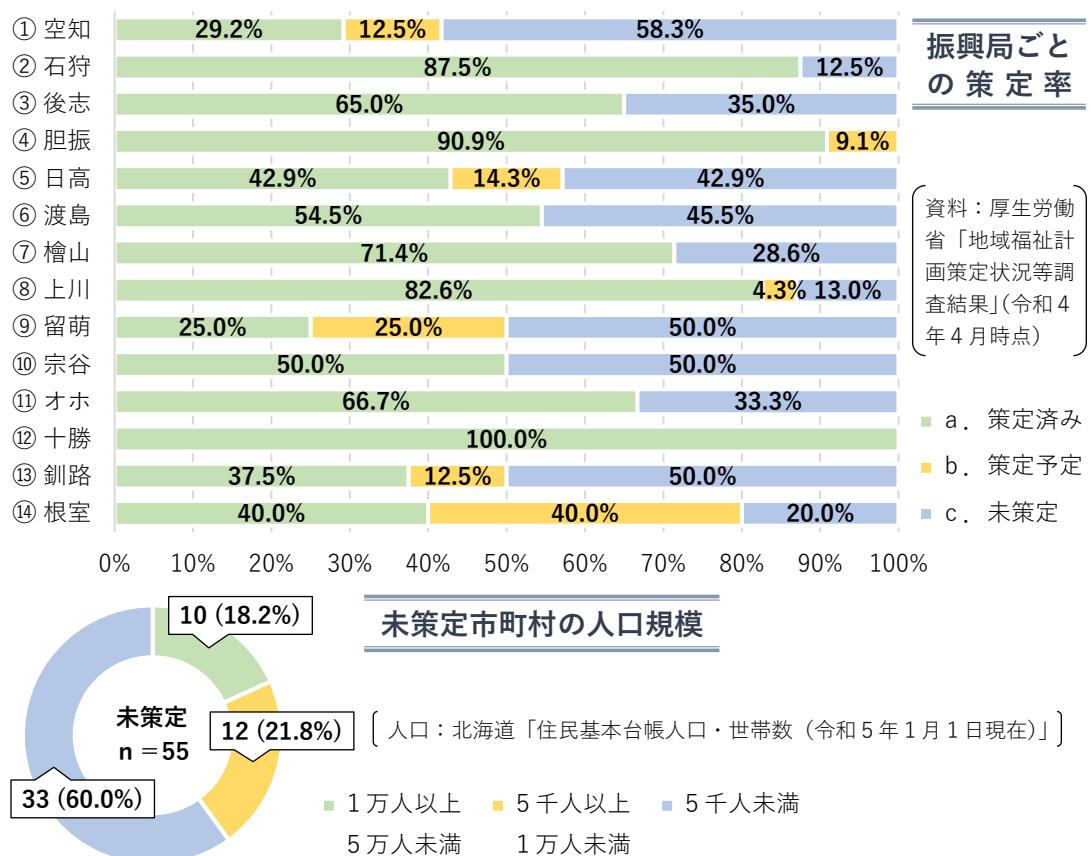
① 人口規模等に応じた地域福祉計画の策定支援

地域福祉計画の策定状況について、全国的に80%超の市区町村が策定済みとなっている中、道内市町村においては、策定作業を担う人材不足や策定体制の確保が困難であることなどにより、他の都府県に比べて策定率が低い状況にあります。

道内市町村の策定率を振興局ごとにみると、地域差が顕著であり、90%を超えている振興局がある一方、20～30%台にとどまっている振興局も複数認められます。

また、人口規模別にみると、令和4年4月時点で「未策定」の市町村は全てが5万人未満であり、その中でも5千人未満の小規模町村が半数以上を占めている状況にあります。

こうした動向を踏まえ、道では、策定率に課題がある地域単位を集中的に支援する観点から、個別の現地訪問や意見交換を行うなどして、全市町村での計画策定が達せられるよう努めていきます。



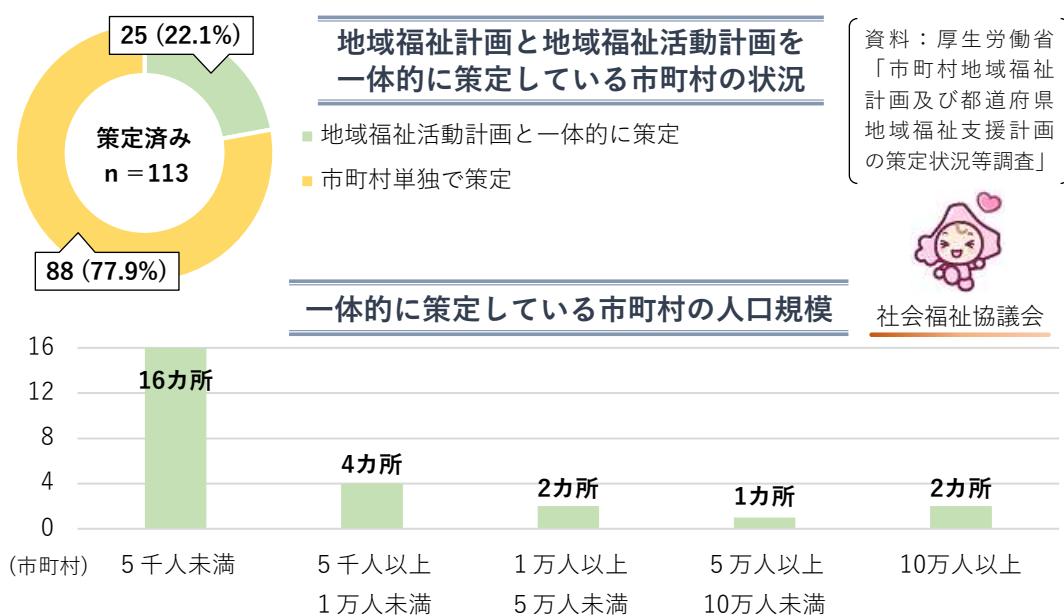
② 地域福祉活動計画との一体的な策定等

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体に位置付けられており、住民主体を旨とした社会参加の推進やボランティア活動、福祉教育、まちづくり等の知見と経験を有しているため、地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉協議会の積極的な協力を得ることが期待されます。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動（実践）計画」は、住民や社会福祉活動を行う方、事業者が相互に協力し、地域福祉の推進を目指す民間の行動計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するといった方法のほか、その内容の一部を共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、互いに連携を図っていくことが有効とされています。

また、地域福祉に関する事業の効果的な実施の観点から、人口や面積が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することも考えられるとされています。

道内では、下表のとおり、令和4年度時点で計25の市町村において市町村計画と地域福祉活動計画の一体的な策定が行われているところであり、道としては、こうした取組例を広く周知するなどして、地域福祉計画の効果的な策定を支援していきます。

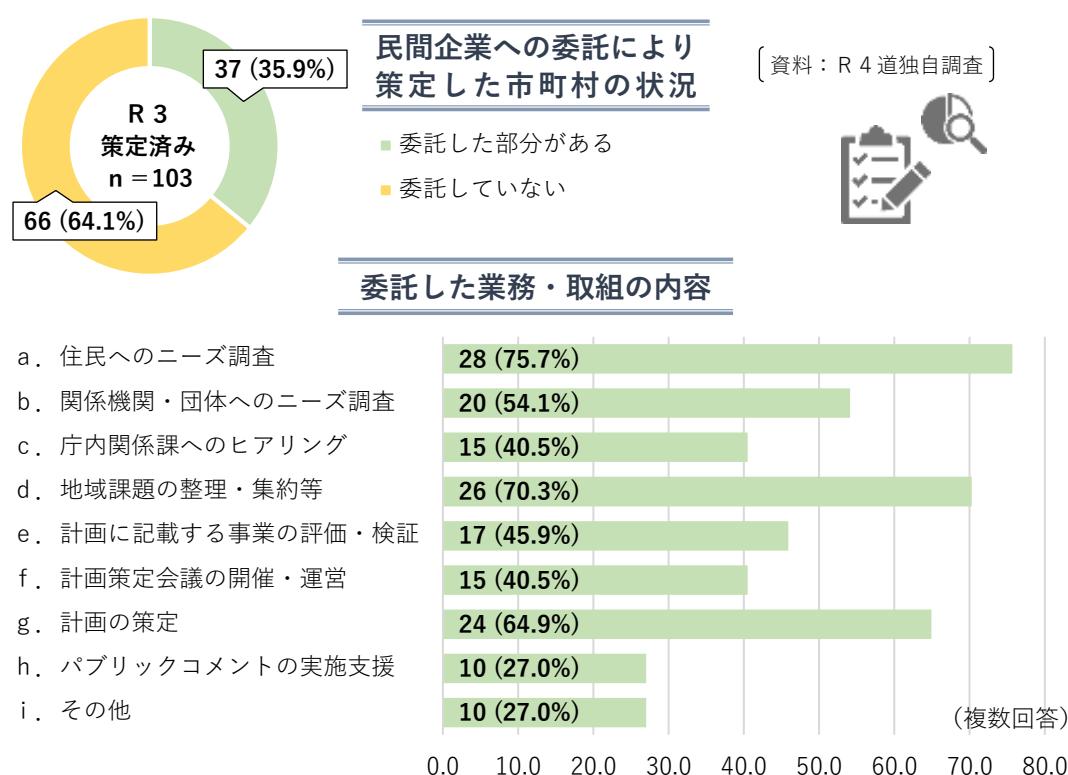


③ 住民参加や民間企業との協働による策定

地域福祉計画の策定に当たっては、住民の主体的な参加が重要となります。住民や支援を必要とする方自身が地域福祉に関するニーズ調査に参加したり、現状を把握することなどを通じて、地域生活改題を自ら明らかにし、その解決に向けて活動する気持ちを醸成することが大切です。

こうした住民による関心の共有化を契機として、地域は自主的に動き始めることとなるものであり、より多くの地域生活課題にも視野を広げ、自ら主体的に活動し続けることが、地域福祉の推進につながっていきます。

行政のみならず、住民参加や民間企業との協働により策定した地域福祉計画の例として、道内市町村では、次のとおりその一部を調査・研究会社等に委託するなどして、ニーズ調査やヒアリング、パブリックコメントの実施等を行っており、道では、このような協働の取組を推進していきます。



施策項目

【2】市町村の地域特性に応じた広域的支援

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 都道府県による地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉を推進していくことが役割とされています。
- ▶ その取組に当たっては、市町村の規模や地域特性、各種施策への取組状況等に応じた支援を行っていく必要があります。

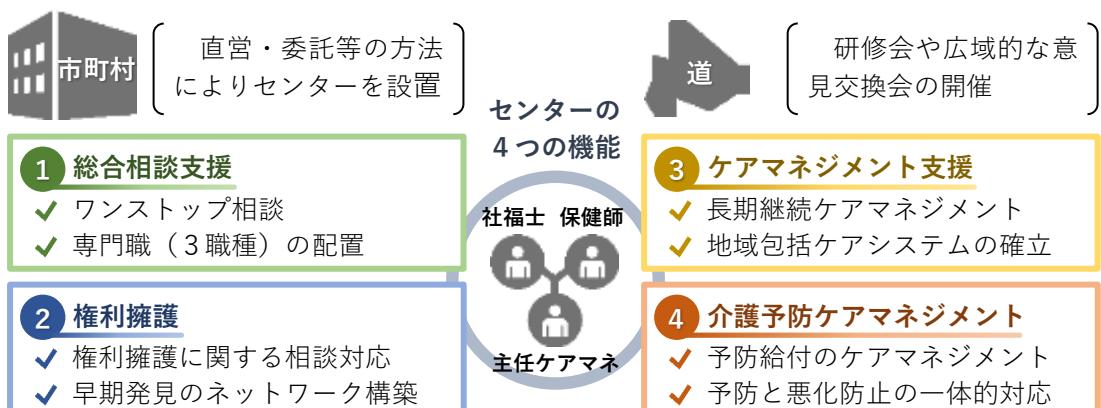
(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 市町村への広域的支援は、各圏域の福祉事務所や保健所等が主体になるなど、都道府県の関係部署が積極的に参加することが基本になるとされています。
- ▶ 支援に携わる職員の所属や職種は様々ですが、地域福祉活動の展開方法や支援に関する知識と技術を有する社会福祉士、保健師等の専門職が中核的な役割を果たすことが期待されています。

(3) 具体的な取組

市町村が設置する地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される包括的なサービス提供体制）を進めていくための中核的な機関に位置付けられており、道では、センターによる高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待等の権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、関係機関との連携構築、地域ケア会議の運営等の機能強化を図るため、センター職員を対象とした意見交換会や研修会を開催するなどして、広域的な支援に努めています。

地域包括支援センターの役割と道による広域的支援の概要



施策項目

【3】地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 社会福祉法において、都道府県計画は、市町村による地域福祉計画の達成に資する内容を定めることとされており、その具体的な内容の一つとして、都道府県管内の福祉サービスに関する情報収集や提供システムの構築が掲げられています。
- ▶ このため、都道府県には、市町村における地域福祉の支援に向けて、広域的・専門的な見地から、積極的な事業実施に関する助言や情報提供を行っていく役割が求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 市町村が地域福祉を推進していくに当たっては、社会資源の状況や地域生活課題等を幅広く把握し、他市町村の取組や福祉分野以外の施策についても関心を持ち、理解していくことが求められます。
- ▶ こうした必要性を踏まえ、都道府県は、管内市町村の地域福祉計画を情報提供の素材とすることはもとより、多様な取組や社会資源に関する情報を収集・集約し、広く共有する仕組みを構築していくことが重要になります。

(3) 具体的な取組

道では、共生の理念に基づく交流拠点の整備状況や社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況、生活困窮者支援に関する意見交換会の開催状況等を収集し、各市町村へ周知するほか、全道域の多様な機関で構成する見守り支援会議の開催結果を幅広く共有するなど、地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくりに努めており、今後とも、こうした取組を定期的・継続的に行っていきます。

地域福祉に関する情報提供の取組例

- ✓ 共生の理念に基づく交流拠点の整備状況
- ✓ 社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況
- ✓ 生活困窮者支援の交流会や意見交換会の開催状況
- ✓ 市町村が独自に行う在宅福祉サービスの実施状況
- ✓ 全道域の多様な機関で構成する見守り支援会議の開催結果



情報提供や道ホームページでの掲載



地域福祉の推進に関する認識の共有



道内市町村の
事業実施を支援





【1】セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実

(1) 取組の背景と目的

- ▶ これまでの福祉制度は、高齢者・障がいのある人・児童といった特定の分野ごとに展開され、各種の支援やサービスは、当事者の特性や個別のニーズに応じて実施されてきましたが、近年、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しており、既存の制度のみでは対応が困難な場合も生じています。
- ▶ こうした状況を踏まえながら、地域福祉を推進していくに当たっては、現行制度の個別的なニーズに対応する支援やサービスを活用しつつ、福祉の各分野において共通的に取り組むべき事項を明らかにした上で、生活全般にわたる包括的な支援が提供できる仕組みを構築していくことが求められます。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 福祉の各分野において共通的に取り組むべき事項の例としては、生活困窮者への支援や共生型サービスの展開、権利擁護の推進、再犯防止に関する取組のうち福祉の支援を必要とする犯罪をした人への社会復帰に向けた支援、自殺対策のうち早期発見や居場所づくり等に関する取組のほか、官民協働による地域づくりや共同募金等の取組推進などが挙げられます。
- ▶ これらの取組を分野横断的に展開し、行政や関係機関をはじめ、地域住民も含めた支援者等が連携して事業を実施していくことで、各事業の効果や効率性を向上させるとともに、支援を必要とする方の生活の質を一層高めることができるよう、地域の実情に見合った創意工夫ある取組に努めていくことが重要です。
- ▶ また、支援のあり方を検討するに当たっては、支援を必要とする方だけでなく、その方の属する世帯全体の状況にも着目するべきことに留意する必要があります。
- ▶ なお、福祉の各分野で共通して取り組むべき事項の広がりを踏まえ、基礎データの収集・分析は、従来の福祉施策のみではなく、幅広い分野のデータを収集等した上で、地域生活課題への対応を協議していくことが求められます。

(3) 具体的な取組

① 生活困窮者への支援

経済面の不安など、生活にお困りの方への支援について、道では、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を単位として、相談支援や居住支援、就労支援などの各種事業を行い、ワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供しています。

この制度は、生活保護に至る前の段階にある生活にお困りの方を対象として、日常的・社会的・経済的自立に向けた支援を行うことで、課題が複雑化・深刻化する前に自立を促進しようとするものです。

そのため、生活保障が必要な方は適切に担当窓口へつなぐなど、生活保護制度と両輪として機能させることにより、重層的なセーフティネット構築を目指す施策となっています。

制度の概要は次のとおりであり、包括的な相談支援としての「自立相談支援事業」を中心に、個々の相談者の困りごとに応じ、その解決に向けた支援を行っていきます。

生活困窮者自立支援制度の概要

- 各市 … 計 35 の市役所で実施
- 各町村 … 計 14 の振興局で実施

	包括的な相談支援 …… 自立相談支援事業 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談対応を行い、個々の状況に応じた支援計画（プラン）を作成	①
	居住確保支援 …… 住居確保給付金 再就職のために居住の確保が必要な方を対象として、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付	②
	就労支援 …… 就労準備支援事業、認定就労訓練事業 就労に向けた準備や柔軟な働き方等が必要な方を対象として、一般就労に向けた準備や支援付きの就労の場などを提供	③
	緊急的な支援 …… 一時生活支援事業 住居喪失など緊急に衣食住の確保が必要な方を対象として、一定期間、衣食住等の日常生活上の支援を提供	④
	家計再建支援 …… 家計改善支援事業 生活再建が必要な方を対象として、家計の状況を把握することや家計改善の意欲を高めるための支援を実施	⑤
	子ども支援 …… 子どもの学習・生活支援事業 貧困の連鎖防止の観点から、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や生活習慣の改善支援を実施	⑥

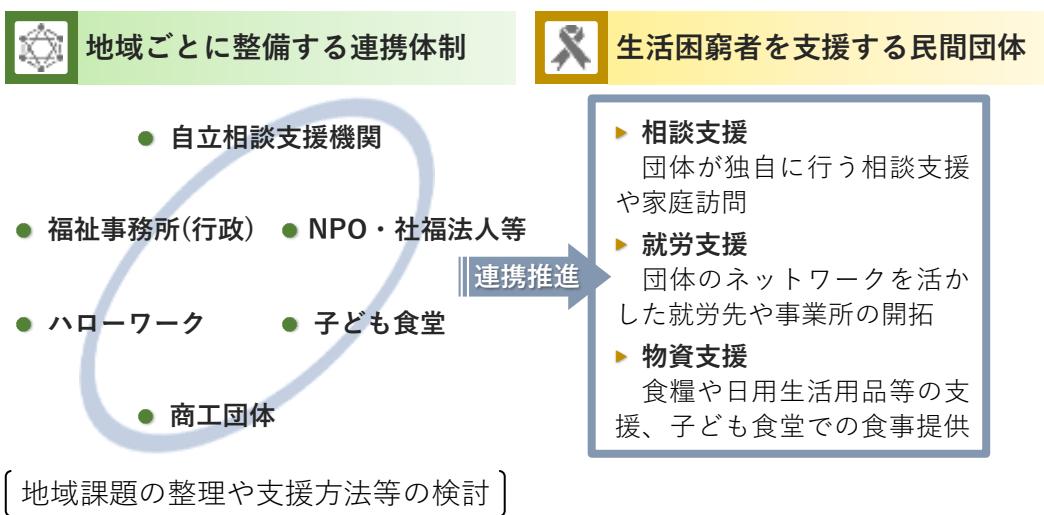
新型コロナウイルス感染症の発生以降、生活にお困りの方が必要とする支援ニーズが増大し、経済活動に影響を受けた個人事業主などの新たな相談者層が顕在化とともに、経済面のみならず、社会的な孤立や医療面等に複合的な課題を抱える場合のほか、本人に加えて家族にも課題が認められる場合があるなど、従来よりも複雑・多様化している状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響だけではなく、物価高騰下における家計への負担増など、生活にお困りの方が抱える課題や支援ニーズは一層大きくなっています。

こうした状況に対応するため、各自治体においては、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る観点から、官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、ニーズの高まりに対応した取組を行うNPO法人など民間団体との連携を推進していくことが求められています。

このプラットフォームについて、道では、令和4年度に14の福祉事務所（振興局）単位で連携体制を整備し、物資支援等を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体と自立相談支援機関が連携しながら、それぞれの地域の実情に応じた官民連携のセーフティネット構築を進めています。

生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム



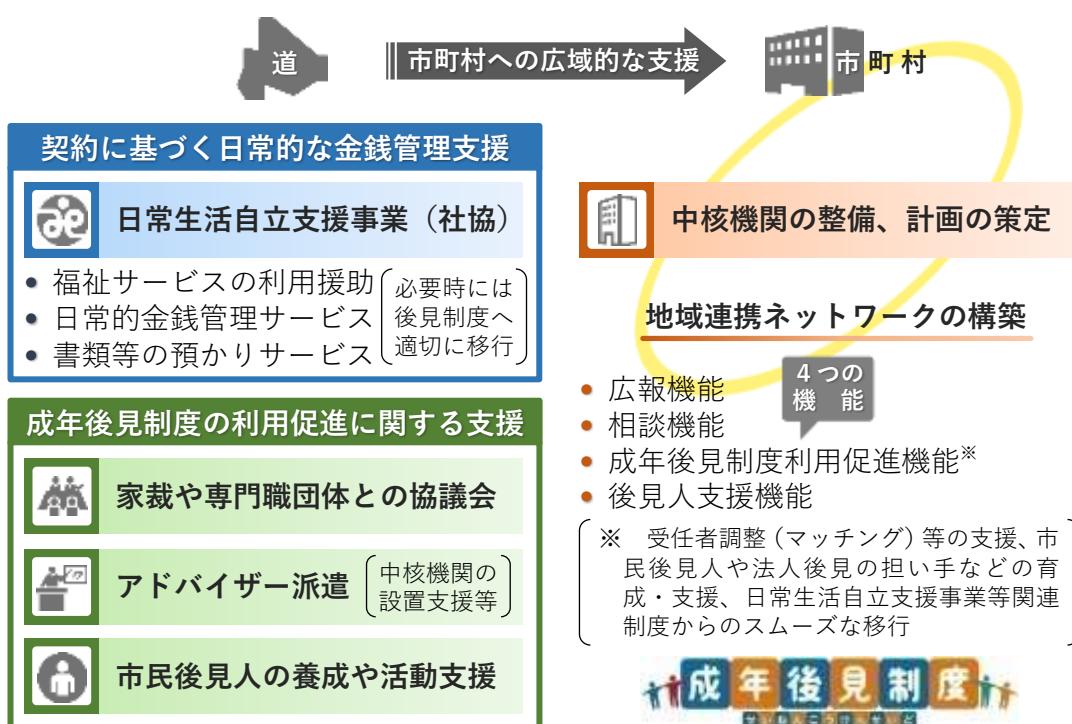
② 判断能力に不安がある方への権利擁護支援

認知症や障がいなどにより財産の管理等に不安のある方を社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものです。成年後見制度は、こうした方々を支える重要な手段であるものの、十分に利用されていなかった状況を踏まえ、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行されました。

この法律において都道府県は、どの地域に住んでいても支援を必要とする方が制度を利用できるよう、市町村におけるネットワークの中心となる中核機関の整備や基本計画の策定など、管内の体制整備推進に主導的な役割を果たすことが期待されています。

道では、権利擁護の主な担い手である社会福祉協議会と連携・協力して、判断能力に不安がある人への金銭管理支援や家庭裁判所及び専門職団体との協議の場の設置、各地域における中核機関の設置に向けたアドバイザー派遣、専門職や親族以外の第三者が後見人となる市民後見人の育成や活動支援など、各市町村の区域を超えた施策全体の推進に努めています。

権利擁護支援の取組概要



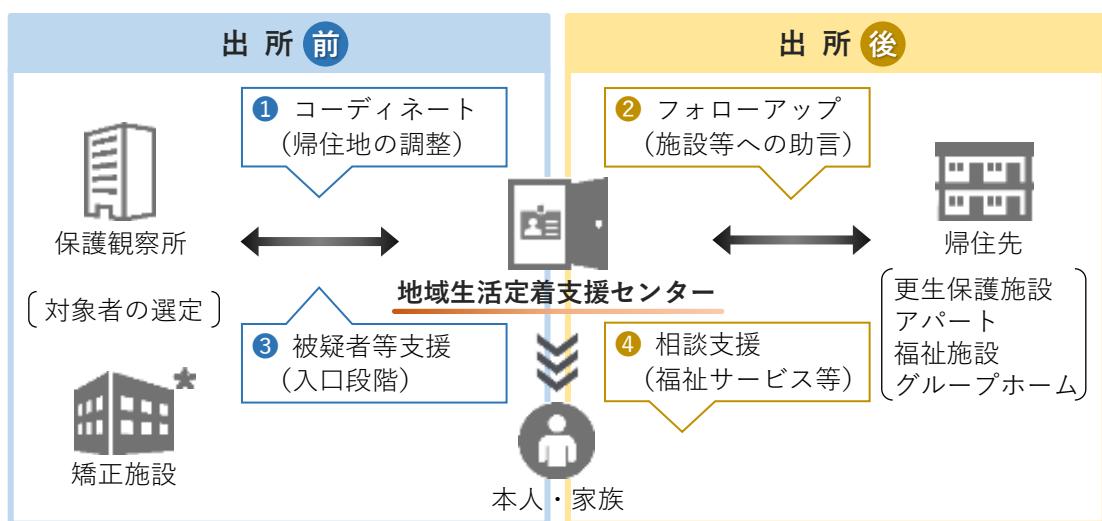
③ 高齢者や障がいのある犯罪をした人の再犯防止

刑務所や拘置所等の矯正施設に収容されている方のうち、高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする犯罪をした人について、釈放後の帰住先がない場合は、直ちに福祉サービスを受けることが困難です。こうした方々に対して、都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設や福祉の関係機関と連携しつつ、釈放後に適切な支援を受けられるよう、相談や調整の業務を行っています。

このセンターは、平成23年度に47の都道府県全てで整備が完了しており、道では、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人の矯正施設入所から釈放までの一貫した相談支援など、主に以下の4つの業務をセンターが中心となって実施することにより、その再犯防止と社会復帰の促進を図り、地域生活への定着を支援していきます。

- コーディネート業務
矯正施設退所予定者の帰住地調整支援
- フォローアップ業務
矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言
- 被疑者等支援業務
刑事司法手続の入口段階にある被疑者、被告人への援助
- 相談支援業務
犯罪をした人や家族等への福祉サービスに関する相談支援

地域生活定着支援センターが行う業務の概要



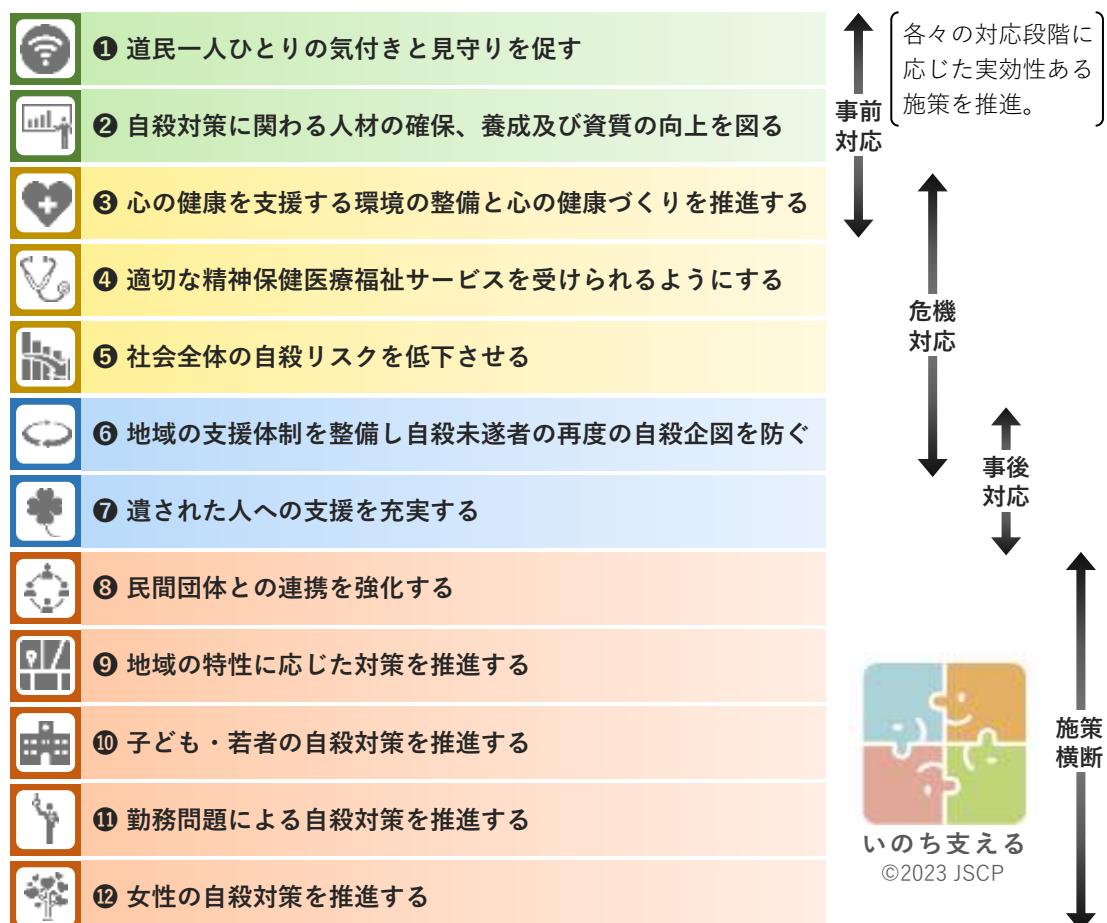
④ 自殺リスクの低減に向けた取組

全国における自殺者数は、自殺対策の総合的な推進の結果、平成22年に3万人を下回りましたが、自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しており、自殺死亡率（人口10万人当たり）は主要先進7カ国の中で最も高くなっているなど、依然として深刻な状況にあります。

道における自殺者数も、平成21年以降減少傾向が続いていたものの、令和3年には前年を上回り、20歳未満の自殺者数が過去最多となつたほか、自殺死亡率は引き続き全国平均を上回っています。

道では、自殺対策基本法に基づき、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、令和5年3月に第4期目の「北海道自殺対策行動計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、本道の実情に応じた自殺対策を総合的に推進していきます。

北海道自殺対策行動計画の施策体系



施策項目

【2】制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 近年の福祉制度は、高齢者・障がいのある人・児童など対象者ごとに公的な支援制度が整備され、その充実が図られてきましたが、一方で、個々の住民が係る課題は多様化し、経済的困難のみならず、生きづらさといった心理的な困難や孤独・孤立の問題など、これまで重要な課題として十分に認識されていなかった様々なリスクが顕在化しています。
- ▶ また、高齢の親と未婚の子どもが同居する「8050問題」や育児と介護のダブルケア、無償で家族の介護等を行うケアラー・ヤングケアラーなど、複数の課題が重なり合った複合的なニーズについて、包括的な対応が求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 既存の制度には明確に位置付けられていないものの、何らかの支援が必要とされる、いわゆる「制度の狭間にある課題」への対応について、社会福祉法では、自立相談支援機関や関係機関が相互に連携し、こうした課題の解決に向けた支援を一体的・計画的に行うための包括的な相談支援体制を構築することとされています。
- ▶ 具体的には、市町村は、住民に身近な相談機関のみでは対応しがたい制度の狭間にある課題について、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業をはじめ、関係機関によるチーム支援や要支援者の早期かつ積極的な把握、ボランティアとの協働等を進めていくことが重要です。

制度の狭間にある課題の例

